

ショートステイこのゆびと一まれ向い
基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1条（事業の目的）

地域社会を豊かで住みやすくするために、介護サービスを提供することによって、福祉の増進とまちづくりの推進を目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 地域市民が要支援・要介護状態になった場合であっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、その機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- 3 地域福祉の向上のため、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他保健、医療機関と密接に連携する。
- 4 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第3条（事業所の名称）

本事業所の名称はショートステイこのゆびと一まれ向いとする。

第4条（事業所の設置）

本事業所は、富山市富岡町365番地に置く。

第5条（実施主体）

事業の実施主体は、特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれとする。

第6条（従業者の職種、員数および職務内容）

本事務所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------------------|------|
| 1 | 管理者（常勤・兼務） | 1名 |
| | 業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。 | |
| 2 | 医師（嘱託医） | 1名 |
| | 利用者の健康管理 | |
| 3 | 生活相談員（常勤専従・介護職員と兼務） | 2名以上 |
| | 生活相談 | |
| 4 | 介護職員（常勤専従・生活相談員と兼務） | 4名以上 |
| | 介護、日常生活支援 | |
| 5 | 看護職員（常勤・非常勤）※機能訓練指導員と兼務 | 2名以上 |
| | 健康チェック | |

- | | | |
|---|-----------------|--------|
| 6 | 機能訓練指導員（常勤・非常勤） | （2名以上） |
| | 日常生活動作訓練 | |
| 7 | 管理栄養士（非常勤） | 1名 |
| | 利用者の栄養管理 | |

第7条（営業日および営業時間）

営業日および営業時間は次の通りとする。ただし、本事業所が特別に定めた場合はこの限りではない。

- ① 営業日 土曜・日曜
- ② 受入時間 午前9：00より

※電話等により常時連絡が可能な体制とし、上記営業日以外でも別途対応可能とする。

第8条（基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の定員）

1日当たり3名とする。

第9条（基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容、利用料およびその他の費用の額）

基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容、利用料およびその他の費用の額は次の通りとする。

（1）サービス内容は次の通りとする。

食事、入浴、排泄、の援助。生活相談、健康チェック、日常生活動作訓練、レクリエーション、送迎サービス。その他自立への支援。

（2）利用料

本事業が提供する基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた支払いを受ける者とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

①食費

朝食500円、昼食650円（おやつ代含）、夕食700円とする。

②滞在費（室料＋光熱費）

1500円（個室・2人室）

※①食費と②滞在費については、市町村から利用限度額認定証を交付されている場合はその記載の額とする。

③日常生活上必要となる諸費用

実費

第 10 条 (通常の送迎実施地域)

通常を送迎実施地域は、富山市・舟橋村・立山町・上市町・滑川市とする。

第 11 条 (サービス利用に当たっての留意事項)

サービスにあたっての留意事項は、別に定める通りとする。
(重要事項説明書及び契約書の通りとする。)

第 12 条 (利用者の同意)

本事業所は、サービスの提供の開始に際して、あらかじめ利用者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

第 13 条 (受給資格等の確認)

1 本事業所は、基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定等の有無および要介護認定等の有効期間を確認するものとする。被保険者証に認定審査会の意見が掲載されている場合は、その指示に従って基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供をする。

2 利用者が要介護認定を受けていない場合等は、利用者の意向を踏まえて申請の援助を行う。

第 14 条 (サービス提供困難時の対応)

本事業所は、当該事務所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、または適当な事業者を紹介することとする。

第 15 条 (居宅介護支援事業者等との連携)

本事業所は、基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供の開始に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健、医療または福祉サービスを提供するものと密接な連携に努め、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健、医療または福祉サービスの利用状況の把握に努めるものとする。

第 16 条 (居宅介護サービス計画に沿ったサービスの提供)

- 1 本事業所は、利用者が、居宅サービス計画が策定されている場合は、その計画に沿って基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 本事業所は、利用者が居宅サービス事業の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者に連絡する等の必要な援助を行うこととする。
- 3 本事業所は、利用者が居宅サービス計画を作成していない際は、利用者が計画を策定できるよう居宅介護支援事業者の情報を提供する等の援助を行うこととする。

第 17 条 (基準該当短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の作成)

- 1 管理者は、利用者の心身の状況および意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための機能訓練並びに入浴および食事の提供その他の日常生活上の世話の具体的な内容等を掲載した基準該当短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 管理者は、それぞれの利用者に応じた基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、すでに居宅介護計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

第 18 条 (利用料の徴収)

- 1 居宅サービス計画を策定している場合 (法定代理受託サービスの場合)
サービスを提供した際に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた利用者自己負担分の支払いを受ける。
- 2 その他の場合
サービスを提供した際に、利用者にサービスにかかる費用をすべて受け、提供したサービスの内容、費用の額等を掲載したサービス提供記録書・領収書を利用者に発行する。

第 19 条 (サービスの終了)

本事業所は、基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護指定事業者に対する情報の提供を行う。

第 20 条 (記録の保護)

施設および設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結のひから5年間保存するものとする。

第 21 条 (緊急時等における対応方法)

基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供に当たるものは、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに嘱託医、主治医、家族等への連絡を行い、適切な措置を講ずるものとする。

第 22 条 (事故発生時の対応)

- 1 基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、区市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

第 23 条 (非常災害対策)

- 1 本事業所は、非常災害に関する具体的は計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域睡眠の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 24 条 (衛生管理)

- 1 利用者の使用する設備、食器や飲料の水等については、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

第 25 条 (虐待防止に関する事項)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者の設置。

- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）における虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 26 条（身体拘束）

本事業所は、利用者またはその他の利用者を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動制限はしない。但し、緊急やむを得ず身体的拘束その他、行動制限を行う場合には、身体拘束を行わずに介護する全ての方法の可能性を検討し、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認し、本人と家族に身体拘束の内容・理由・拘束時間・時間帯などを出来る限り詳細に説明を行う。本人、家族と十分な協議を行い、理解を得た上で慎重に実施される。

また、緊急やむを得ず行われた場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況などを記録すると共に家族等関係者間において情報を共有する。

第 27 条（秘密保持及び個人情報の保護）

- 1 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。
- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

第 28 条（苦情処理）

- 1 利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応する。
- 2 利用者の苦情に関しては、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

第 29 条（損害賠償）

- 1 本事業所は、利用者に対する基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 2 本事業の実施に当たり社会福祉・介護保険施設総合保険に加入するものとする。

第 30 条（重要事項の掲示、広報）

- 1 本事業所は、当該事務所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制等の重要事項を掲示するものとする。
- 2 本事業については、事実に基づき、広報することができるものとする

第 31 条 (地域との連携)

本事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図るものとする。

第 32 条 (研修の実施)

- 1 従業者の介護技術向上のために、研修を行うものとする。
- 2 事業所は、すべての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 初任研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上 虐待防止に関する研修 権利擁護に関する研修
認知症ケアに関する研修 介護予防に関する研修等
 - (3) 管理者研修 年 1 回以上

第 33 条 (業務継続計画の策定等)

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 34 条 (その他)

- 1 事業所は、適切な基準該当短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 この規程に定めのない項目については、理事長がこれを決定する。

第 35 条 (規程の改廃)

本規程の改廃は理事会による。

附則 本規程は2014年 11月 1日から施行する。
本規程は2016年 4月 1日から施行する。
本規程は2017年 4月16日から施行する。
本規程は2018年 4月 1日から施行する。
本規定は2020年11月 1日から施行する。
本規定は2021年 4月 1日から施行する。
本規定は2023年 7月 1日から施行する。
本規定は2024年 4月 1日から施行する。